

北上市告示乙第20号

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年1月9日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 施設の名称  
江釣子地区交流センター
- 2 指定管理者  
北上市上江釣子17地割116番地  
江釣子地区自治振興協議会  
会長 高 橋 進
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで